

旧雇用・能力開発機構が実施した
「キャリア・コンサルタント養成講座」修了者の方へ

- － 「キャリアコンサルタント」と名乗るには
キャリアコンサルタント名簿への登録が必要です－

【 国家資格化の経緯 】

キャリアコンサルタントの国家資格化を盛り込んだ「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第27号）」（平成27年9月28日公布）の公布に伴う職業能力開発促進法（昭和44年法律第66号）の改正により、平成28年4月1日からキャリアコンサルタント登録制度が創設されました。これにより、職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家として、「キャリアコンサルタント」が国家資格化されました。

【 キャリアコンサルタント試験の免除に関する経過措置 】

旧雇用・能力開発機構が実施した「キャリア・コンサルタント養成講座」の修了者については、経過措置として、国家資格化後のキャリアコンサルタント試験の合格者と同等以上の能力を有すると認められ、平成28年4月から5年の間に、キャリアコンサルタント名簿への登録を行っていただくことにより、キャリアコンサルタントになることができます。

【 キャリアコンサルタント名簿への登録 】

上記のとおり、経過措置期間は5年間とされていますが、平成28年9月末までにキャリアコンサルタント名簿への登録を行わなかった場合、平成28年10月以降は「キャリアコンサルタント」又は紛らわしい名称を名乗ることができません。

なお、紛らわしい名称としては、「キャリア・コンサルタント」、「キャリアコンサルタント〇〇（キャリアコンサルタント専門士等）」、「〇〇キャリアコン（標準キャリアコン等）」、「キャリアコンサル」等が挙げられます。

【 キャリアコンサルタント名簿への登録手続き 】

キャリアコンサルタント登録業務は、厚生労働大臣の指定登録機関である特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会が行っておりますので、登録方法等の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

（国家資格 キャリアコンサルタント Web サイト）

<http://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/top.html>